

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 給水装置の工事及び費用(第4条—第8条)
- 第3章 給水(第9条—第18条)
- 第4章 料金、手数料及び工事負担金(第19条—第30条)
- 第5章 管理(第31条—第35条)
- 第6章 貯水槽水道(第36条・第37条)
- 第7章 補則(第38条)
- 第8章 罰則(第39条・第40条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、曾於市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

(給水装置の定義)

第2条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するため市の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第3条 給水装置は、次の3種類とする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2世帯若しくは2箇所以上で共用するもの又は公衆の用に供するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み及び保留)

第4条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去(以下「工事」という。)しようとする者は、市長の定めるところによりあらかじめ市長に申込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の申込みに当たり市長が必要と認めるときは、利害関係人の同意書等を提出しなければならない。

3 曾於市上下水道事業の設置等に関する条例(平成17年曾於市条例第224号)に定める給水区域内であっても、配水管を敷設していない箇所又は水压の関係により給水が困難であると認められる場所は、給水装置工事の申込みを保留することができる。

(工事の費用負担)

第5条 工事に要する費用は、工事申込者の負担とする。ただし、市長が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第6条 給水装置工事は、市長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事竣工後に市長の工事検査を受けなければならない。

3 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者(以下「給水装置工事者等」という。)は、給水装置の構造を水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「令」という。)第5条に定める基準に適合させなければならない。

4 給水装置工事者等は、令第5条に定める基準に適合する材料を使用しなければならない。

5 第1項の規定により給水装置工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第7条 市長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 市長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(給水装置の変更等の工事)

第8条 市長は、配水管その他特別の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても当該工事を施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第9条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても市は、その責めを負わない。

(給水の申込み)

第10条 水道を使用しようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の申込者が所有する給水装置は、市長が定める給水装置の構造及び材質の基準に適合するものでなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第11条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は市長において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、市長に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他市長が必要と認めた者

2 市長は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(量水器の設置)

第13条 給水量は、市の水道量水器(以下「メーター」という。)により計量する。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、市長が定める。

(メーターの貸与)

第14条 メーターは、市長が設置して水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道利用者等」という。)に保管させる。

2 前項の保管者は、最善の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失し、又は損傷した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の利用中止、変更等の届出)

第15条 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときはあらかじめ市長に届け出なければならない。

- (1) 水道の利用をやめるとき。
- (2) 用途を変更するとき。
- (3) 消防演習その他に私設消火栓を利用するとき。

2 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 水道利用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 消防用として水道を利用したとき。
- (4) 管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓利用の場合)

第16条 私設消火栓を消防用以外に利用するときは、市長の指定する市職員の立会いを要する。

(水道利用者等の管理上の責任)

第17条 水道利用者等は、最善の注意をもって水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、供給を受ける水又は給水装置に異状があるときは、直ちに市長に届け出なければならない。

2 前項において、修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道利用者等の負担とする。ただし、市長の認定があるときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道利用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第18条 市長は、給水装置又は供給する水の水質について水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知するものとする。

2 前項の検査において特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金、手数料及び工事負担金

(料金の支払義務)

第19条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の使用者、代理人又は管理人から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第20条 料金は、別表第1のとおりとし、次項により算定した額を加えたものとする。

2 前項の規定により算出した基本料金及び従量料金との合計額に、消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額とし、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(料金の算定)

第21条 料金は、隔月の定例日(料金算定の基準日としてあらかじめ市長が決めた日をいう。)にメーターの検針を行い、その日の属する期分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、市長は、定例日以外の日に検針を行うことができる。

2 各月の使用水量は、当該期の使用水量の2分の1相当量とみなす。この場合において、均分値に1立方メートル未満の端数があるときは、当該期内の前の月の分は、当該期内の後の月分に加える。

(使用水量及び用途の認定)

第22条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長が使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異状があったとき。
- (2) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。
- (3) 使用水量が不明のとき。
- (4) 共用給水装置により水道を使用するとき。
- (5) その他市長が必要があると認めたとき。

(特別な場合における料金の算定)

第23条 期の中途において、水道の使用を開始し、停止し、若しくは廃止したときの料金は、その使用期間が1月未満であっても基本料金は、1月とみなして算定する。

2 前項の使用期間がメーター検針日より1月と15日未満のときは1月とみなし、1月と15日以上の場合は2月とみなして料金を算定する。

3 期の中途において、用途又はメーターの口径に変更があった場合は、その使用日数の多い料率(使用日数が等しいときは新しい料率)を適用する。

(メーターの試験)

第24条 水道使用者等は、メーターの正確さにつき、疑いがあるときは、市長にメーターの検査を請求することができる。

2 前項の検査を行ったときは、第18条第2項の規定を準用する。

3 第1項の検査の結果、水量の差異が100分の4以内であるときは、使用水量の修正をしない。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第25条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用するものは、水道の使用申込みの際、市長が定める概算料金を前納しなければならない。
ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき精算する。
(料金の徴収)

第26条 料金は、納入通知書の発行により隔月徴収する。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

- 2 料金の納期は、各期ごとの末日とする。ただし、市長は、特別の事情がある場合において、前項の納期限により難いと認められるときは、この規定にかかわらず別に納期限を定めることができる。
- 3 月の中途において、給水装置の使用を休止し、又は廃止したときは、届出の際料金を徴収する。
- 4 納期別は、次のとおりとする。

期別	1	2	3	4	5	6
月別	4, 5	6, 7	8, 9	10, 11	12, 1	2, 3

(手数料)

第27条 手数料は、次の区別により、申込者から申込みの際これを徴収する。ただし、市長が特に定めたときは、申込後徴収することができる。

(1) 第6条第2項の給水装置工事設計審査(材料検査手数料を含む。)をするとき。

口径	件数	料金	備考
25mmまで	新設1件	1, 500円	増設は、新設の2分の1とする。
50mmまで	新設1件	3, 000円	
51mm以上	新設1件	5, 000円	

(2) 第6条第2項の工事の検査をするとき。

1件につき 500円

(3) 第16条の規定により私設消火栓使用の立会いをするとき。

1回につき 500円

(4) 第6条第1項の指定給水装置工事事業者の指定をするとき。

1回につき 30, 000円

(5) 第6条第1項の指定給水装置工事事業者の指定を更新するとき。

1回につき 30, 000円

(給水負担金)

第28条 給水装置の新設若しくは改造(メーターの口径を増す場合に限る。以下本条において同じ。)又は既設の給水装置に新しくメーターを設置しようとする者は、当該工事に係る給水管に設置されるメーターの口径により、別表第2に定める額の給水負担金に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を納入しなければならない。ただし、改造工事の場合の負担金の額は、新メーターの口径に係る負担金の額と、旧メーターの口径に係る負担金の額との差額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額とする。

2 前項の負担金は、工事申込みの際納入しなければならない。ただし、市長が、特別の理由があると認めたときは、工事申込み後に納入することができる。

3 既納の負担金は、還付しない。ただし、工事着手前に工事申込みを取り消した場合には、還付することができる。

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第29条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。

(工事負担金)

第30条 市長は、住宅団地の造成又は新たな給水の申込みに応ずるため水道施設を設置する場合は、工事申込者から工事負担金を徴収する。ただし、市長が特に必要と認めたものについては、市において、その工事費を負担することがある。

2 前項の工事負担金の額は施設の設置に要した費用の総額を超えない範囲内で、市長がその都度定める額とする。

3 工事負担金は、前納しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

4 既納の工事負担金は還付しない。ただし、工事着手前に申込みを取り消した場合には、還付することができる。

5 設置された水道施設は、市に帰属する。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第31条 市長は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第32条 市長は、給水装置の構造及び材質が水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条に定める基準に適合していないときは、給水の申込みを拒み、又は使用中の給水装置の構造及び材質が同条に定める基準に適合しなくなったときは、適合させるまでの間給水を停止させることができる。

2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第33条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間給水を停止することができる。

(1) 水道利用者等が第17条第2項の修繕費、第20条の料金又は第27条の手数料を指定期間内に納入しないとき。

(2) 水道の利用者が正当な理由がなく、第6条第2項若しくは第31条の検査を拒み、又は第21条第1項の使用水量の検針を妨げたとき。

(3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において警告を発してもなおこれを改めないとき。

(4) 第4条の承認を受けないで工事をしたとき。

(給水装置の切離し)

第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 給水装置所有者が60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。

(2) 給水装置が使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めたとき。

(督促及び遅延損害金並びに強制執行)

第35条 この条例により納付すべき料金及び手数料を納期限までに納めない者がある場合の督促及び遅延損害金並びに強制執行については、曾於市債権管理条例(平成27年曾於市条例第35号)第7条、第8条及び第10条の規定を適用する。

第6章 貯水槽水道

(市の責務)

第36条 市長は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 市長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第37条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、市長が別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第8章 罰則

(過料)

第39条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者を、5万円以下の過料に処する。

(1) 第4条の承認を受けないで工事をした者

(2) 正当な理由がなくて、第13条第2項のメーターの設置、第21条第1項の使用水量の検針、第31条の検査又は第33条の給水の停止を拒み、若しくは妨げた者

(3) 第17条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者

(料金を免れた者に対する過料)

第40条 市長は、詐欺その他不正の行為により、第20条の料金又は第27条の手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の末吉町水道事業給水条例(昭和44年末吉町条例第4号)、末吉町簡易水道事業条例(昭和54年末吉町条例第1号)大隅町水道事業給水条例(昭和37年大隅町条例第21号)、大隅町簡易水道事業の設置及び管理に関する条例(昭和52年大隅町条例第18号)又は財部町水道事業給水条例(昭和35年財部町条例第14号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成17年10月5日条例第238号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年12月28日条例第31号)
この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月14日条例第20号)
(施行期日)
第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに前納した、又は前納すべきであった使用料等の取扱いについては、なお従前の例による。

- 2 この条例による改正後の第24条及び第25条の規定にかかわらず、施行日前から継続している水道又は公共下水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に使用料の支払を受ける権利の確定するものの当該確定した使用料(施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である水道又は公共下水道の使用にあつては、当該確定した使用料のうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料を前回確定日(その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。)については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則(平成27年12月25日条例第35号)抄
(施行期日)
第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月27日条例第20号)
この条例は、令和元年10月1日から施行する。
附 則(令和元年12月20日条例第23号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
附 則(令和2年3月23日条例第11号)
この条例は、令和2年4月1日から施行する。
附 則(令和6年3月13日条例第13号)
この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第20条関係)
水道使用料

種類	メーターの口径	基本料金 (1月につき)	従量料金	
専用・共用給水装置	13mm	500円	1m ³ につき	110円

	20mm	1, 200円		
	25mm	1, 900円		
	30mm	2, 200円		
	40mm	4, 400円		
	50mm	5, 500円		
	75mm	10, 000円		
	100mm以上	その都度市長が定める額		
私設消火栓	演習用	1栓につき1回5分ごとに2, 500円		

別表第2(第28条関係)
給水負担金

メーターの口径	金額
13mm	12, 000円
20mm	30, 000円
25mm	50, 000円
30mm	85, 000円
40mm	150, 000円
50mm	300, 000円
75mm	800, 000円
100mm以上	その都度市長が定める額